

今年度から新設された「人事評価改善等助成金」

ちょっと敷居が高い助成金のように思いますが、支給金額が大きいこともありチャレンジしたい助成金です。

◆働き方改革の施策の1つ

今年度（平成29年4月1日）から新設された雇用関係助成金の1つに「人事評価改善等助成金」があります。

本助成金は、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップおよび離職率の低下を図る事業主に対して助成されるものであり、人材不足を解消することを目的として創設されました。今話題の“働き方改革”の施策の1つだと言えます。

◆支給額、支給要件は？

支給額が最大130万円（制度整備助成：50万円+目標達成助成：80万円）と大きいこともあり、申請件数も増えているようです。

支給要件は以下の通りとなっています。

【制度整備助成】

- (1) 人事評価制度等整備計画を作成し、労働局長の認定を受けること
- (2) 認定された人事評価制度等整備計画に基づき、整備し実施すること

【目標達成助成】

- (1) 「制度整備助成」の措置を実施すること
- (2) 「生産性要件」を満たしていること
- (3) 離職率を目標値以上に低下させること

- (4) 毎月決まって支払われる賃金を2%以上増加させること

なお、(2)の「生産性要件」を満たすには、支給申請等を行う直近の会計年度における生産性がその3年前に比べて6%以上伸びていることが必要であり、計算にあたっては、厚生労働省のホームページでダウンロード可能な「生産性要件算定シート」を活用することでできます。

◆手続きの流れ

本助成金の大まかな手続きの流れは、以下の通りです。

- (A) 「人事評価制度等整備計画」の作成・提出・提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出
- (B) 認定を受けた「人事評価制度等整備計画」に基づく人事評価制度等の整備・労働協約または就業規則に明文化することが必要
- (C) 人事評価制度等の実施・すべての正規労働者に実施することが必要
- (D) 制度整備助成の支給申請（50万円支給）
- (E) 目標達成助成の支給申請（80万円支給）



平成 30 年 4 月から障害者の法定雇用率が引き上げられます！

社会全体が障害者にやさしくありたいものです。2020年の東京オリンピック開催も後押しするのではないのでしょうか。

◆企業に課されている義務

従業員を 50 人以上雇用している企業は、従業員に占める障害者の割合を法定雇用率以上にする義務が課されています。

現在の民間企業における法定雇用率は 2.0%ですが、厚生労働省は、平成 30 年 4 月から 2.3%に引き上げる方針を固めました。

これは、来年 4 月から、障害者雇用率の算定式に精神障害者を追加することとなること等を踏まえたものです。

◆障害者雇用率の引上げ率は？

民間企業の障害者雇用率は現行 2.0%ですが、2.3%（当分の間 2.2%、3 年を経過する日より前に 2.3%）に引上げられます。

国および地方公共団体ならびに特殊法人については現行の 2.3%から 2.6%（当分の間 2.5%、3 年を経過する日より前に 2.6%）に、都道府県等の教育委員会については現行の 2.2%から 2.5%（当分の間 2.4%、3 年を経過する日より前に 2.5%）に引上げられます。

いずれも 0.3%の引上げ幅となります。

◆算定式に精神障害者を追加

平成 30 年 4 月より、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されます。これにより、身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として法定雇用率を計算することになります。

<算定式>

法定雇用率 = (身体障害者、知的障害者および精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、

知的障害者および精神障害者の数) ÷ (常用労働者数 + 失業者数)

※「障害者」の範囲は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者を実雇用率の算定対象とします（短時間労働者は 0.5 人としてカウント）。

◆「サポーター」を養成へ

厚生労働省は、今秋から、精神障害者などが働きやすい職場づくりの旗振り役となる「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成を始めるようです。民間企業で働く従業員に障害の特性などを把握してもらい、障害を持つ同僚への声かけなどをしてもらうなど、精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進していくことを目的とするものです。

なお、サポーター養成のため、民間企業の従業員を対象に障害の特性やコミュニケーションの取り方などを学ぶ講習会を全国で開催する予定とのこと。



女性の就業率や管理職割合に 関する地域差について



◆女性の就業率が過去最高に

政府は、平成 29 年版「男女共同参画白書」を閣議決定しました。この白書は、男女共同参画基本法に基づき作成している年次報告書で、今年は女性活躍推進法施行後の現状と課題について特集しています。

同白書によると、平成 28 年の 15～64 歳の女性の就業率は 66.0%で、過去最高となりました。これは男女雇用機会均等法が施行された昭和 61 年（1986 年）の 53.1%から約 13 ポイント上昇したことになります。

◆地域別の就業率は？

都道府県別でみると、平成 27 年時点の女性の就業率は、福井県(74.8%)が最も高く、次いで富山県(72.2%)、島根県(71.8%)となっています。北陸地方が高い理由としては、2世代・3世代で一緒に住んでいる家庭が多いため、子育ての負担が軽減でき、出産後も仕事に復帰しやすい環境が整っていることなどが挙げられています。

また、就業率が低いのは、奈良県(58.5%)、兵庫県(60.6%)、大阪府(61.4%)となっています。福井県と奈良県の差が 16.3 ポイントもあることから、地域によってばらつきがあることがわかります。

◆海外では北欧が上位

また、海外諸国と比べると、日本は OECD（経済協力開発機構）35 か国中 16 番目（OECD 平均は 58.6%）です。

なお、最も高い国はアイスランドで 81.8%、以下、スイス、スウェーデン、ノルウェーと続いており、北欧諸国は女性が働きやすい環境が整っていると言えます。

◆2020 年までに女性管理職を 30%に！

女性管理職の割合は全国平均で 13.4%となっています。高知県(21.8%)と青森県(20.3%)では 20%を超える一方で、滋賀県、石川県(ともに 8.0%)など 10%未満の地域が 6 県あり、地域によって大きな差があります。

女性活躍推進法が施行されて 1 年が経ち、政府は 2020 年までに女性管理職の割合を「30%」にするとの目標を掲げていますが、今後は女性活躍に関する目標設定や情報見える化をさらに進めるよう促していくとしています。

7 月の労務と税務の手続

10 日 ○健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出
期限<7 月 10 日まで>

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

31 日 ○所得税予定納税額の納付<第 1 期分>

今月号の内容に関しまして、ご不明点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

当事務所より一言

この時期、年々梅雨らしからぬ季節になっています。そのせいか、あじさいも病気になってしまふものが多いとのこと。その季節にあった、それなりの気候が必要ということでしょうか。雨が降らない割には、ダム貯水量は多いとのこと。良いことなのでしょうが、原因は冬の降雪量の多さによるそうです。